

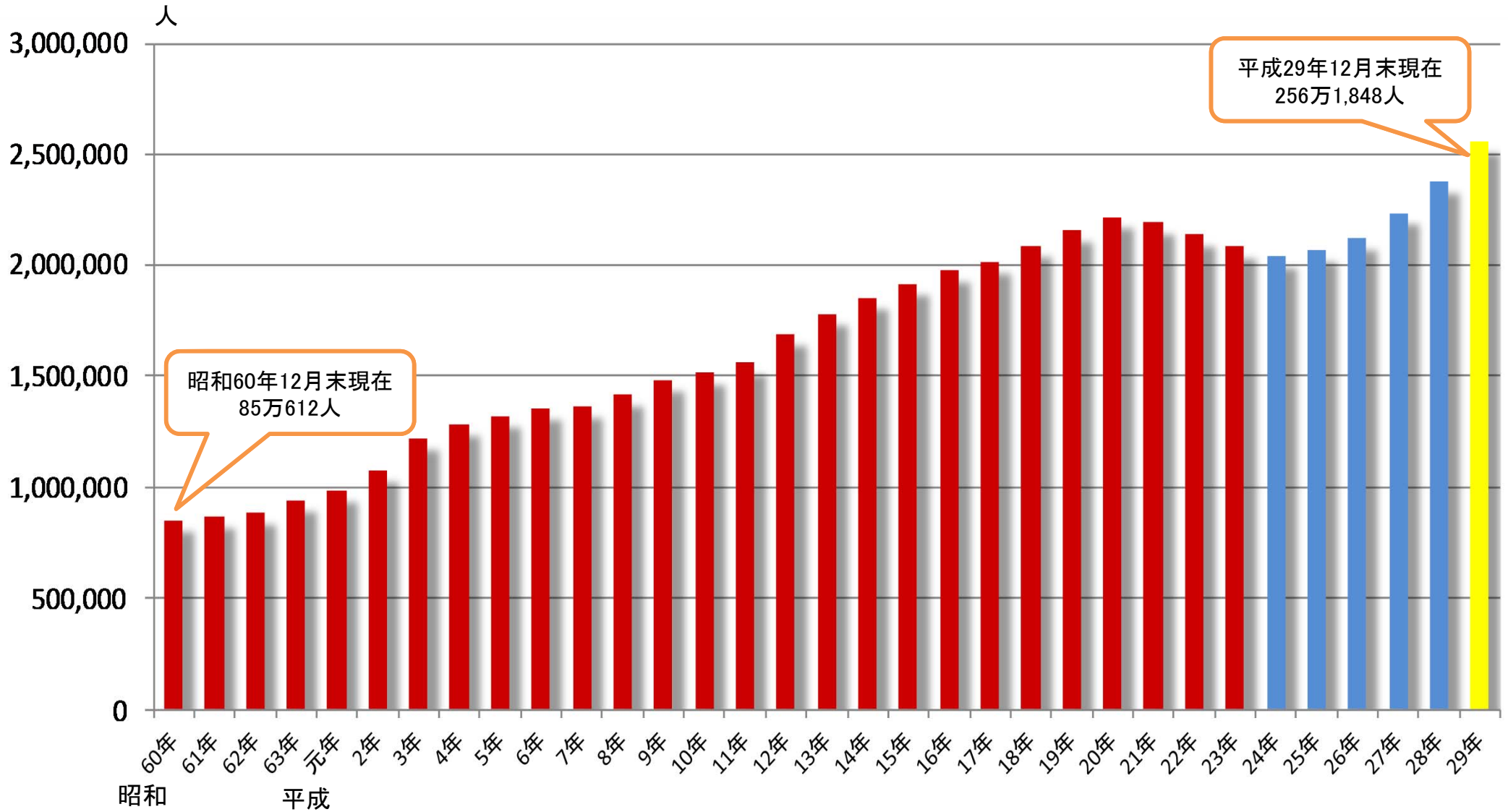
未来投資会議 構造改革徹底推進会合 「企業関連制度・産業構造改革・イノベーション」会合(雇用・人材)	資料 6
平成30年4月4日(第5回)	

在留外国人を取り巻く最近の状況と課題

平成30年4月

法務省入国管理局

在留外国人数の推移



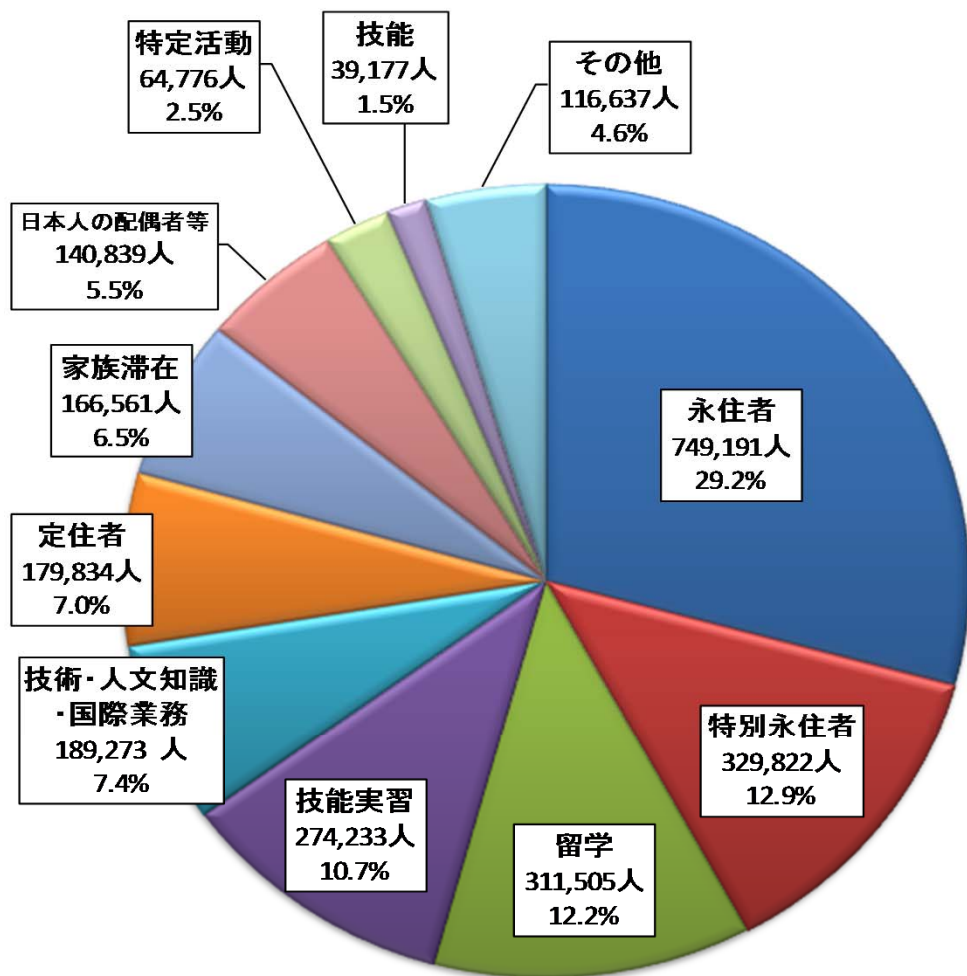
※ 各年末現在。平成23年までは外国人登録者数。平成24年以降は、在留外国人数。

在留外国人の在留資格・国籍別内訳 (平成29年末)

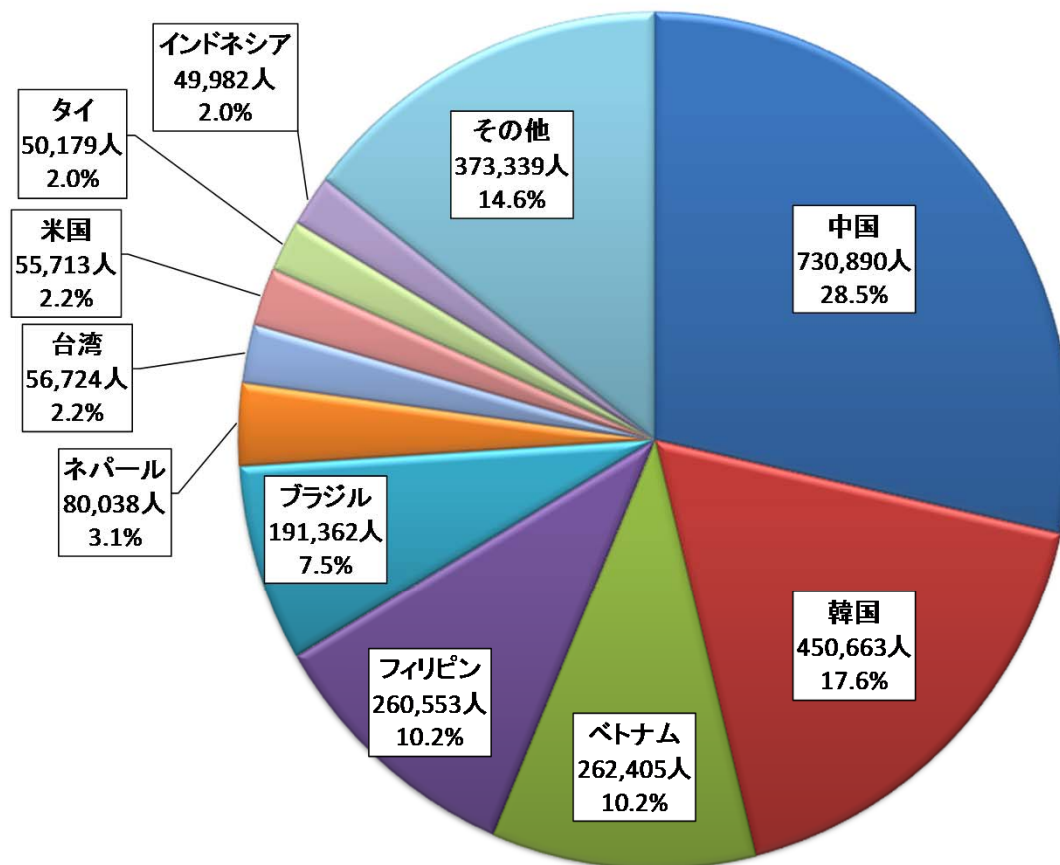


在留外国人人数 (総数) 256万1,848人

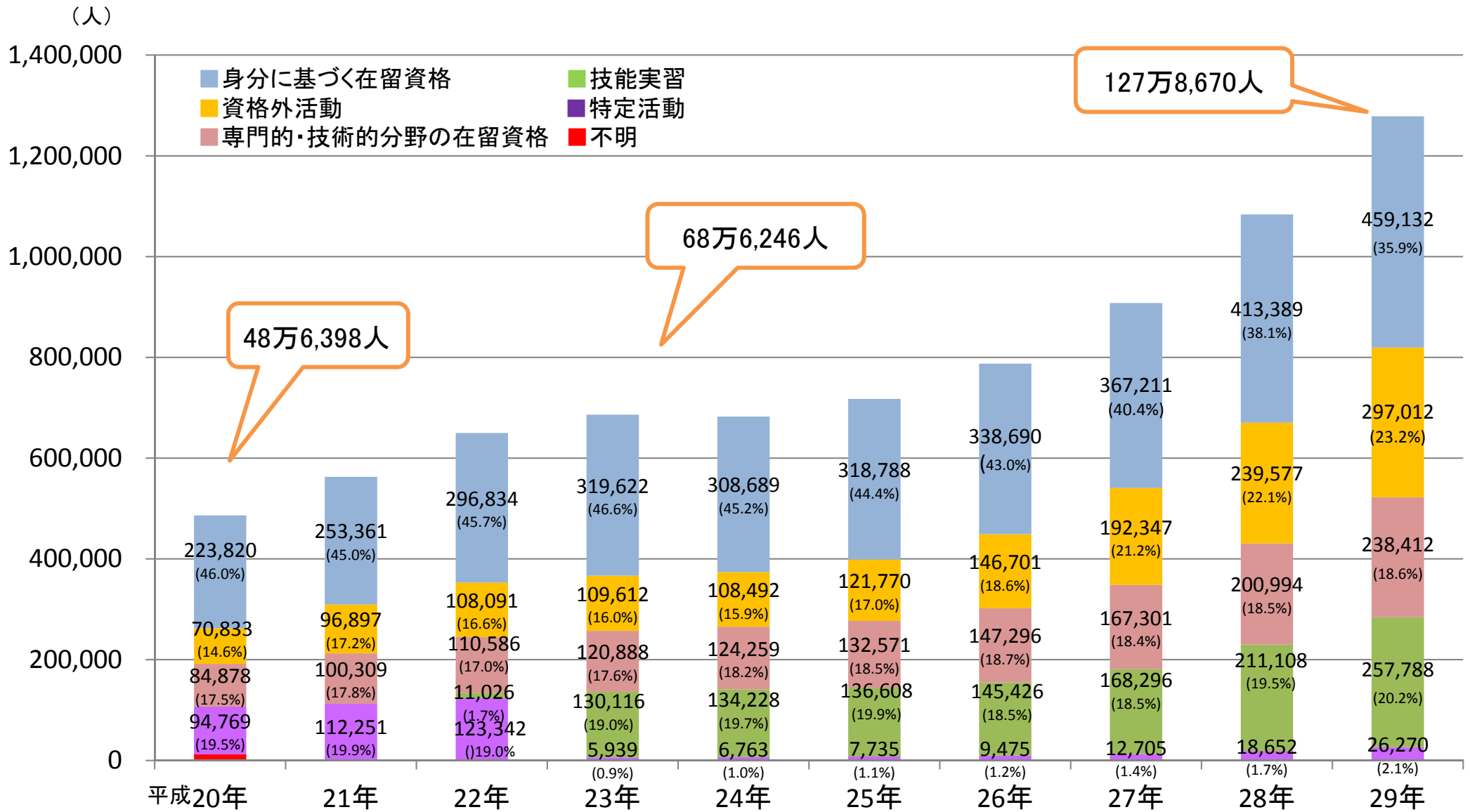
在留資格別



国籍・地域別



我が国における外国人労働者数の推移



※ 厚生労働省「外国人雇用状況」の届出状況まとめに基づく集計（各年10月末現在の統計）

我が国における外国人労働者の内訳



出入国管理及び難民認定法上、以下の形態での就労が可能。

①就労目的で在留が認められる者 約23.8万人

(いわゆる「専門的・技術的分野」)

・一部の在留資格については、上陸許可の基準を「我が国の産業及び国民生活に与える影響その他の事情」を勘案して定めることとされている。

②身分に基づき在留する者 約45.9万人

(「定住者」(主に日系人)、「永住者」、「日本人の配偶者等」等)

・これらの在留資格は在留中の活動に制限がないため、様々な分野で報酬を受ける活動が可能。

③技能実習 約25.8万人

技能移転を通じた開発途上国への国際協力が目的。

平成22年7月1日施行の改正入管法により、技能実習生は入国1年目から雇用関係のある「技能実習」の在留資格が付与されることになった(同日以後に資格変更をした技能実習生も同様。)

④特定活動 約2.6万人

(EPAに基づく外国人看護師・介護福祉士候補者、ワーキングホリデー、外国人建設就労者、外国人造船就労者等)

・「特定活動」の在留資格で我が国に在留する外国人は、個々の許可の内容により報酬を受ける活動の可否が決定。

⑤資格外活動(留学生のアルバイト等) 約29.7万人

・本来の在留資格の活動を阻害しない範囲内(1週28時間以内等)で、相当と認められる場合に報酬を受ける活動が許可。

「専門的・技術的分野」に該当する主な在留資格

在留資格	具体例
教授	大学教授等
高度専門職	ポイント制による高度人材
経営・管理	企業等の経営者・管理者
法律 ・会計業務	弁護士、公認会計士等
医療	医師、歯科医師、看護師
研究	政府関係機関や私企業等の研究者
教育	中学校・高等学校等の語学教師等
技術 ・人文知識 ・国際業務	機械工学等の技術者、通訳、デザイナー、私企業の語学教師、マーケティング業務従事者等
企業内転勤	外国の事業所からの転勤者
介護	介護福祉士 ※ 平成29年9月から新たに追加
技能	外国料理の調理師、スポーツ指導者、航空機の操縦者、貴金属等の加工職人等

※外国人雇用状況の届出状況(平成29年10月末現在)による。外国人雇用状況届出制度は、事業主が外国人の雇入れ・離職の際に、氏名、在留資格、在留期間等を確認した上でハローワークへ届出を行うことを義務づける制度(雇用対策法第28条)。なお、「外交」「公用」及び「特別永住者」は対象外である。

制度の目的

我が国に在留資格をもって中長期在留する外国人を対象として、その適正な在留の確保に資するため、法務大臣が在留状況を継続的に把握するとともに、外国人には利便性の向上を図り、その結果、外国人との共生社会を実現するための制度

制度創設の背景

【我が国の国際化の進展】

- 新規入国者の増加(H2年 293万人 → H22年 792万人)
- 外国人の構成の多様化
- 不法残留者の存在(不法残留者の存在 H23年1月 8万人)

安定した生活基盤のない外国人が転職・転居を繰り返すケースが増加

【旧制度における問題点】

- 外国人登録の情報について法務省に調査権がない
- 在留期間の途中における事情変更について法務省に届け出る義務がない
- 外登法上の申請義務違反が入管法上の処分と結びついていない
- 不法滞在者にも外登証が公布されている

その結果…

外国人の居住状況が正確に把握されておらず、共生社会が実現できていない(外登上の情報と実態が乖離)

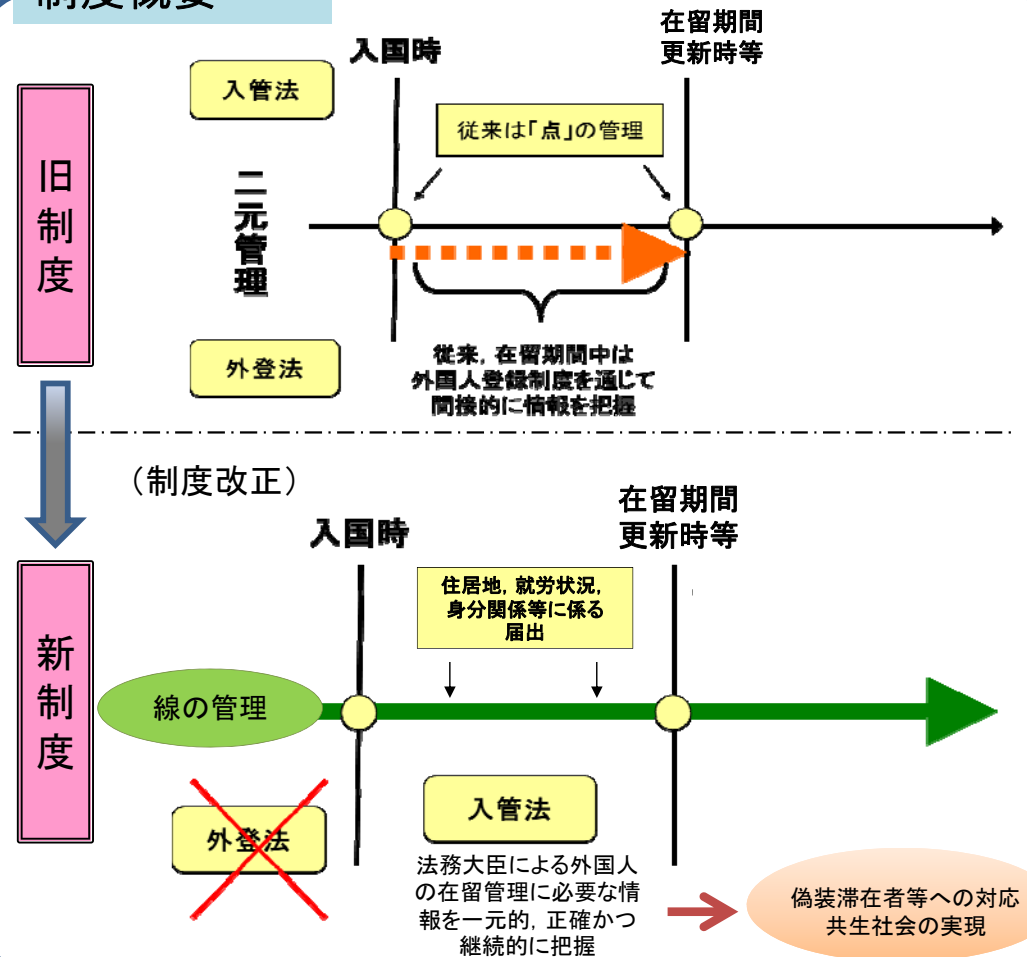
- 外国人住民に対する各種行政サービスや支援施策を講ずることが困難
- 国民健康保険証の未回収、児童手当の過払い、不就学問題への対応困難
- 不法滞在者・不法就労者への対策が不十分

新制度への移行

【在留管理制度の概要】

- 外国人の就労状況等を正確かつ確実に把握するための届出制度を新設(詳細次頁)
- 法務省が入手した正確な情報を市区町村に適切に提供
- 届出事項についての事実の調査、在留資格取消制度の整備

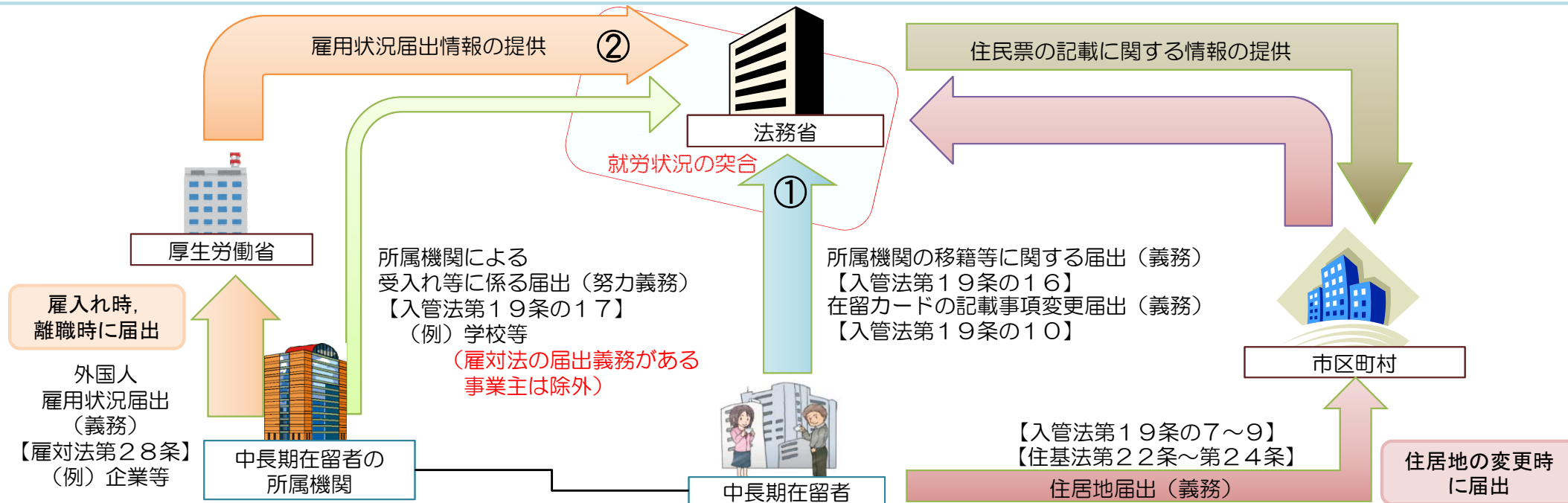
制度概要



未来投資戦略2017（平成29年6月9日閣議決定）

〔在留資格手続の円滑化・迅速化等のための在留管理基盤の強化〕

外国人材の受入れを一層進めるに当たって、平成30年度からオンライン化を含めた新しい在留資格手続を開始するべく、所要の準備を進めるなどし、在留資格審査の大幅な円滑化及び迅速化を実現する。そのため、在留管理基盤の強化に向けて、行政手続簡素化の原則も踏まえ、各種識別番号の活用の在り方など、外国人の就労状況を正確かつ迅速に把握するための方策を検討する。



在留管理における就労状況の把握

法務大臣が以下の①及び②の届出を受け、これらを確認することにより就労状況の把握を行うことが可能となる。

- ① 外国人本人からの所属機関等に関する変更の届出
- ② 事業主からの雇用対策法に基づく外国人の雇用状況についての厚生労働大臣への届出

就労状況の把握に当たっての課題

外国人の就労状況の把握に当たっては、次のような事情により所属機関からの雇用状況届出の事実が確認できない場合がある。

- (1) 事業主は届出をしているが、法務省の情報と突合ができていない
- (2) 事業主が届出の義務を履行していない

対応策案

【情報提供のための枠組み構築】

〔届出項目の不一致〕

不一致案件及びその原因について厚労省へ情報提供 → 事業主への指導実施
〔未届出〕

本人からの届出（入管法19条の16）や在留申請（更新、変更）で雇用主がある案件で、所属機関からの雇用状況届出がされていないものについて厚労省へ情報提供 → 未届事業主への指導実施

【業種・職種の把握方法】

オンライン申請の開始時期に合わせて申請書記載項目の見直しを検討

在留資格手続のオンライン化について



未来投資戦略2017（平成29年6月9日閣議決定）

〔在留資格手続の円滑化・迅速化等のための在留管理基盤の強化〕

外国人材の受入れを一層進めるに当たって、平成30年度からオンライン化を含めた新しい在留資格手続を開始するべく、所要の準備を進めるなどし、在留資格審査の大幅な円滑化及び迅速化を実現する。

そのため、在留管理基盤の強化に向けて、行政手続簡素化の原則も踏まえ、各種識別番号の活用の在り方など、外国人の就労状況を正確かつ迅速に把握するための方策を検討する。

在留資格手続のオンライン化

平成30年度 約1億3,000万円予算措置
平成30年度中にオンライン申請実施

オンライン申請利用者（予定）

信頼できる所属機関（取次・代理による申請）

- 入管法等に規定された届出義務を履行している企業、教育機関等
- 複数の外国人を適法に継続して雇用している機関
- 機関又はその役員に犯歴等がないこと

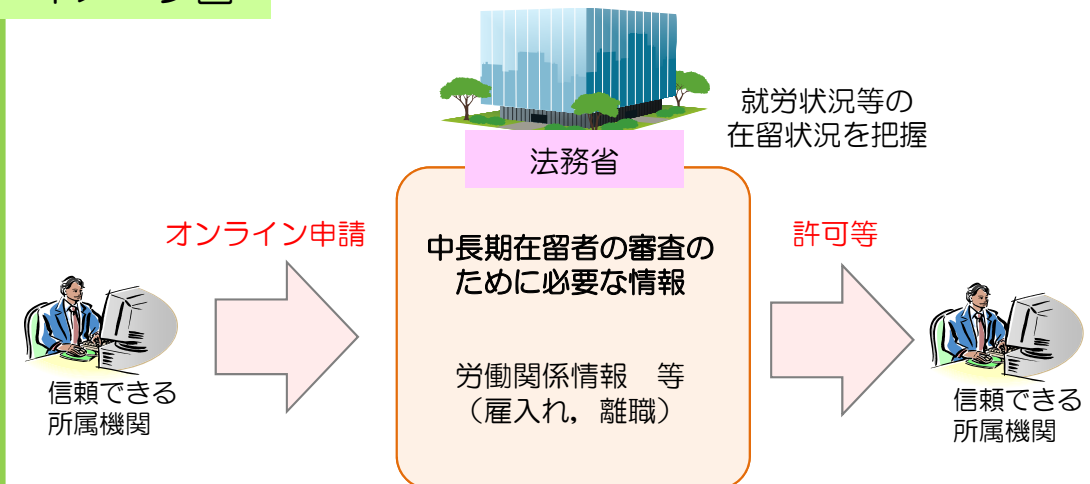
オンライン対象申請種別（予定）

在留期間更新許可申請，在留資格変更許可申請，
在留資格取得許可申請及び在留資格認定証明書交付申請
を対象として検討

オンライン対象在留資格（予定）

入管法別表第1の在留資格（短期滞在を除く）

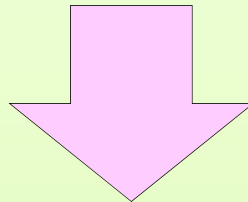
イメージ図



在留管理基盤の強化により正確かつ迅速な情報の取得が前提

在留管理基盤強化に向けた課題

- 外国人材の一層の受入れを促進し、より迅速かつ正確に業種・職種も含む就労状況を把握するための方策を行っていく必要がある



具体的な方策案

- 厚生労働省，市区町村等の関係行政機関との連携強化による確実な情報の取得
- 外国人の所属機関等からの確実な就労状況等の情報の取得